

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3646790号
(P3646790)

(45) 発行日 平成17年5月11日(2005.5.11)

(24) 登録日 平成17年2月18日(2005.2.18)

(51) Int. Cl.⁷

F I

G06F 17/60
// G07D 9/00
G07F 19/00

G06F 17/60 406
G06F 17/60 208
G06F 17/60 232
G06F 17/60 240
G07D 9/00 476

請求項の数 5 (全 20 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2001-284334 (P2001-284334)
(22) 出願日 平成13年9月19日(2001.9.19)
(65) 公開番号 特開2002-175486 (P2002-175486A)
(43) 公開日 平成14年6月21日(2002.6.21)
審査請求日 平成13年9月19日(2001.9.19)
(31) 優先権主張番号 特願2000-300874 (P2000-300874)
(32) 優先日 平成12年9月29日(2000.9.29)
(33) 優先権主張国 日本国(JP)

(73) 特許権者 595125340
株式会社百五銀行
三重県津市岩田2 1 番2 7 号
(74) 代理人 100094156
弁理士 稲葉 民安
(72) 発明者 村阪 浩司
三重県津市岩田2 1 番2 7 号 株式会社百
五銀行内

審査官 金子 幸一

(56) 参考文献 特開2001-236458 (JP, A)
)
特開2000-090359 (JP, A)
)

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 インターネット決済システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

インターネット等の公衆ネットワーク網を利用して、所定の決済日に、金銭の決済の請求を行う決済請求人の口座に、この決済請求人に対して金銭を支払う被決済請求人の口座から引き落とされた金銭が入金されるインターネット決済システムであって、

金融機関のサーバ・コンピュータと、

このサーバ・コンピュータに公衆ネットワーク網を介して接続可能とされ表示部を備えた通信端末と、

上記サーバ・コンピュータに接続され、決済に必要な申込みフォームや決済用のホームページのURLを含むホームページ情報、上記金融機関の決済請求人及び被決済請求人を
含む顧客の氏名、口座番号、メールアドレス等の顧客情報が格納された一方の格納部と、

上記サーバ・コンピュータに接続され、決済請求人により上記申込みフォームに入力された情報、ワンタイムパスワード、被決済請求人、決済金額及び決済日を含む決済用データが格納される他方の格納部と、を備え、

上記サーバ・コンピュータは、

該サーバ・コンピュータとインターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された上記決済請求人の通信端末に、上記一方の格納部に格納された決済に必要な申込みフォームを表示する手段と、

この申込みフォームに基づいて決済請求人により入力された情報を上記他方の格納部に格納する手段と、

10

20

上記他方の格納部に格納された情報に基づき、1回の決済のみに使用されるワンタイムパスワードと、被決済請求人、決済金額及び決済日を含む決済用データを入力するための入力様式が記載されたホームページと、を作成し、該他方の格納部に格納する手段と、

該サーバ・コンピュータとインターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された上記決済請求人の通信端末に、上記入力様式が記載されたホームページのURLとワンタイムパスワードを表示する手段と、

決済請求人によるワンタイムパスワードの入力を条件に、該サーバ・コンピュータとインターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された該決済請求人の通信端末に、上記入力様式が記載されたホームページを送信する手段と、

上記決済請求人の通信端末の表示部に表示された上記入力様式が記載されたホームページに基づいて該決済請求人により入力された被決済請求人と決済金額と決済日とを含む決済用データを上記他方の格納部に格納する手段と、

上記決済用データから決済用ホームページを作成し、上記他方の格納部に格納する手段と、

上記他方の格納部に格納された決済用ホームページのURLと上記ワンタイムパスワードとが表示された電子メールとを、インターネット等の公衆ネットワーク網を介して上記被決済請求人の通信端末に送信する手段と、

上記被決済請求人によるワンタイムパスワードの使用を条件に、インターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された上記被決済請求人の通信端末の表示部に、決済請求人と決済金額と決済日とが含まれた上記決済用ホームページを表示する手段と、

上記被決済請求人による決済の意思表示の入力を条件に、所定の決済日に所定の被決済請求人の口座から所定の決済金額を引き落とす手段と、

上記決済金額を上記決済請求人の口座に入金する手段と、

を有してなることを特徴とするインターネット決済システム。

【請求項2】

前記金融機関のサーバ・コンピュータは、

被決済請求人による決済の意思表示の有無に関する情報と、決済請求人による執行の承認又は非承認を促す情報とが表示された決済執行用のホームページを作成し、上記他方の格納部に格納する手段と、

この決済執行用のホームページのURLが表示された電子メールを、少なくとも決済日の前日までに決済請求人に送信する手段と、

を有してなることを特徴とする請求項1記載のインターネット決済システム。

【請求項3】

前記決済執行用のホームページには、前記被決済請求人の氏名が決済金額と承認の有無との対応関係を有した状態で表示されてなるとともに、上記決済請求人が上記決済日に決済の執行をするか否かの意思表示を入力する意思表示入力部が表示されてなることを特徴とする請求項2記載のインターネット決済システム。

【請求項4】

前記一方の格納部には、新たな決済日を入力する入力欄を備えた決済日変更用のホームページが格納され、

前記金融機関のサーバ・コンピュータは、

前記決済請求人により前記決済日に決済されることを承認しない旨の意思表示の入力を条件に、上記一方の格納部に格納された決済日変更用のホームページを、インターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された上記決済請求人の通信端末の表示部に表示する手段

を有してなることを特徴とする請求項3記載のインターネット決済システム。

【請求項5】

前記通信端末は、インターネット等の公衆ネットワーク網に接続可能な移動体電話であることを特徴とする請求項1、2、3又は4記載の何れかのインターネット決済システム

【発明の詳細な説明】**【0001】****【発明が属する技術分野】**

本発明は、インターネット等の公衆ネットワーク網を利用して、所定の決済日に、金銭の決済の請求を行う決済請求人の口座に、この決済請求人に対して金銭を支払う被決済請求人の口座から引き落とされた金銭が入金されるインターネット決済システムに関するものである。

【0002】**【従来の技術】**

近年、インターネット等の公衆ネットワーク網に接続可能なコンピュータを利用することにより、銀行等の金融機関が提供するサービスを受けることができるシステムが実用化されている。オンライン・バンキングサービス又はインターネット・バンキングサービスと呼ばれるものは、こうしたサービスであり、利用者は、自宅や会社のパーソナルコンピュータの操作により、インターネット等を介して銀行のホストコンピュータに接続し、自己の口座の残高照会、入出金明細の表示、振込・振替又は口座の開設等を行うことができる。

10

【0003】

ところで、特定の者（以下請求人という。）が、単数又は複数の第三者（以下、被請求人という。）から所定の金銭を徴収する場合には、該請求人が該被請求人に対して、例えば請求書を送付し又は口頭で、所定の期限までに該請求人に上記金銭を支払うよう通知し、これにしたがって、被請求人は、請求された金銭を、直接又は請求人の口座に振り込む方法で、請求人に支払う。この場合、上記被請求人が、上記オンライン・バンキングサービスを利用する環境にある場合には、自己のコンピュータを使用することにより、請求人の口座に上記所定の金銭を支払うことも可能となる。例えば、特定の個人又は団体がセミナーやパーティーを開催する場合には、このセミナーやパーティーに参加する特定の参加者に対して参加費を請求し、参加者は所定の期日までに、現金又は上記オンライン・バンキングサービスにより若しくは通常の振込作業により、該参加費を支払う。

20

【0004】**【発明が解決しようとする課題】**

しかしながら、上述した従来の支払い方法（決済方法）では、所定の金銭を請求する請求人にとっては、被請求人に対して請求書を送付する作業は勿論口頭で請求する場合においても面倒であり、被請求人にとっては、請求された金銭の支払いも極めて面倒である。特に、被請求人が多数である場合には、請求人は膨大な作業を強いられることとなる。この点に関し、前述したオンライン・バンキングサービスを利用する場合であっても、被請求人は、銀行に赴く必要はないが、自己のコンピュータを使用して請求人の口座番号や決済金額を入力しなければならない。

30

【0005】

そこで、本発明は、上述した決済方法が有する課題を解決するために提案されたものであって、金銭の決済の請求を行う決済請求人と、この決済請求人に対して金銭を支払う被決済請求人の双方が負う負担を軽減し、極めて簡単に決済を行うことができるインターネット決済システムを提供することを目的とするものである。

40

【0006】**【課題を解決するための手段】**

本発明は、上記目的を達成するために提案されたものであって、第1の発明（請求項1記載の発明）は、インターネット等の公衆ネットワーク網を利用して、所定の決済日に、金銭の決済の請求を行う決済請求人の口座に、この決済請求人に対して金銭を支払う被決済請求人の口座から引き落とされた金銭が入金されるインターネット決済システムであって、金融機関のサーバ・コンピュータと、このサーバ・コンピュータに公衆ネットワーク網を介して接続可能とされ表示部を備えた通信端末と、上記サーバ・コンピュータに接続され、決済に必要な申込みフォームや決済用のホームページのURLを含むホームページ

50

情報、上記金融機関の決済請求人及び被決済請求人を含む顧客の氏名、口座番号、メールアドレス等の顧客情報が格納された一方の格納部と、上記サーバ・コンピュータに接続され、決済請求人により上記申込みフォームに入力された情報、ワンタイムパスワード、被決済請求人、決済金額及び決済日を含む決済用データが格納される他方の格納部と、を備え、上記サーバ・コンピュータは、該サーバ・コンピュータとインターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された上記決済請求人の通信端末に、上記一方の格納部に格納された決済に必要な申込みフォームを表示する手段と、この申込みフォームに基づいて決済請求人により入力された情報を上記他方の格納部に格納する手段と、上記他方の格納部に格納された情報に基づき、1回の決済のみに使用されるワンタイムパスワードと、被決済請求人、決済金額及び決済日を含む決済用データを入力するための入力様式が記載されたホームページと、を作成し、該他方の格納部に格納する手段と、該サーバ・コンピュータとインターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された上記決済請求人の通信端末に、上記入力様式が記載されたホームページのURLとワンタイムパスワードを表示する手段と、決済請求人によるワンタイムパスワードの入力を条件に、該サーバ・コンピュータとインターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された該決済請求人の通信端末に、上記入力様式が記載されたホームページを送信する手段と、上記決済請求人の通信端末の表示部に表示された上記入力様式が記載されたホームページに基づいて該決済請求人により入力された被決済請求人と決済金額と決済日とを含む決済用データを上記他方の格納部に格納する手段と、上記決済用データから決済用ホームページを作成し、上記他方の格納部に格納する手段と、上記他方の格納部に格納された決済用ホームページのURLと上記ワンタイムパスワードとが表示された電子メールとを、インターネット等の公衆ネットワーク網を介して上記被決済請求人の通信端末に送信する手段と、上記被決済請求人によるワンタイムパスワードの使用を条件に、インターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された上記被決済請求人の通信端末の表示部に、決済請求人と決済金額と決済日とが含まれた上記決済用ホームページを表示する手段と、上記被決済請求人による決済の意思表示の入力を条件に、所定の決済日に所定の被決済請求人の口座から所定の決済金額を引き落とす手段と、上記決済金額を上記決済請求人の口座に入金する手段と、を有してなることを特徴とするものである。

10

20

【0007】

また、第2の発明（請求項2記載の発明）は、上記第1の発明において、前記金融機関のサーバ・コンピュータは、被決済請求人による決済の意思表示の有無に関する情報と、決済請求人による執行の承認又は非承認を促す情報とが表示された決済執行用のホームページを作成し、上記他方の格納部に格納する手段と、この決済執行用のホームページのURLが表示された電子メールを、少なくとも決済日の前日までに決済請求人に送信する手段と、を有してなることを特徴とするものである。

30

【0008】

また、第3の発明（請求項3記載の発明）は、前記第2の発明において、前記決済執行用のホームページには、前記被決済請求人の氏名が決済金額と承認の有無との対応関係を有した状態で表示されてなるとともに、上記決済請求人が上記決済日に決済の執行するか否かの意思表示を入力する意思表示入力部が表示されてなることを特徴とするものである。

40

【0009】

また、第4の発明（請求項4記載の発明）は、前記第3の発明において、前記一方の格納部には、新たな決済日を入力する入力欄を備えた決済日変更用のホームページが格納され、前記金融機関のサーバ・コンピュータは、前記決済請求人により前記決済日に決済されることを承認しない旨の意思表示の入力を条件に、上記一方の格納部に格納された決済日変更用のホームページを、インターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された上記決済請求人の通信端末の表示部に表示する手段を有してなることを特徴とするものである。

【0010】

また、第5の発明（請求項5記載の発明）は、前記第1の発明、第2の発明、第3の発

50

明又は第4の発明の何れかの発明において、前記通信端末は、インターネット等の公衆ネットワーク網に接続可能な移動体電話であることを特徴とするものである。

【0011】

【発明の実施の形態】

以下、本発明の一実施の形態に係るインターネット決済システムについて、図面を参照しながら詳細に説明する。

【0012】

図1は、このインターネット決済システム（以下、決済システムという。）の概念図であり、1は、このシステムを運営する金融機関であり、2は、決済を請求する決済請求人である。また、3、4、5は、決済請求人2の請求により決済を行う被決済請求人である。上記決済請求人2及び被決済請求人3、4、5は、それぞれ公衆回線を介してインターネット等の公衆ネットワーク（以下、インターネットという。）6に接続可能な携帯電話7、8、9、10を所有している。なお、これらの携帯電話7、8、9、10には、操作ボタン（符号は省略する。）及び上記インターネット6を介して入手した情報が表示される表示部7a、8a、9a、10aを備えている。また、上記決済請求人2及び各被決済請求人3、4、5は、それぞれ上記金融機関1に口座を有しているとともに、該金融機関1との間で、上記携帯電話7、8、9、10を使用したモバイルバンキングサービスの契約を締結している。

10

【0013】

また、上記金融機関1は、ホストコンピュータ11を有しており、このホストコンピュータ11は、インターネット6に接続されるサーバ12に接続され、このサーバ12には、記憶部13が接続されている。この記憶部13には、以下に説明する各ステップを自動的に処理するプログラムが格納されていることは勿論、それ以外にも、上記決済請求人2や各被決済請求人3、4、5を含む顧客情報が格納される第1の格納部13aを備え、この第1の格納部13aには、顧客の住所、氏名、年齢、携帯電話及び通常の電話の各電話番号、口座番号、ID番号、暗証番号、メールアドレス等の顧客情報が格納されている。なお、この第1の格納部13aには、後述するワンタイムパスワードも格納されている。また、上記記憶部13には、顧客が所有する携帯電話7、8、9、10に設けられた上記各表示部7a、8a、9a、10aに表示されるホームページ情報が格納されてなる第2の格納部13bを備えている。この第2の格納部13bには、顧客が公衆回線及びインターネット6を介して接続された際に最初に表示されるトップページ情報から、携帯電話に設けられた操作ボタンの押圧等によりクリックされることにより表示される各ページ情報が格納されている。なお、この第2の格納部13bには、この決済システムによる決済約款や後述する入力様式が記載されたホームページ、決済用のホームページ、決済執行用のホームページ、決済日変更用のホームページ、決済結果を報告する結果報告用のホームページ等が格納されている。なお、上記第1及び第2の格納部13a、13bは、本発明を構成する一方の格納部である。また、上記記憶部13には、携帯電話7、8、9、10により入力された情報を一時的に格納する第3の格納部13cが設けられている。この第3の格納部13cには、携帯電話の操作により入力された氏名、ID番号、メールアドレス、被決済請求人の数、被決済請求人のメールアドレス、決済金額、決済日、決済目的、各被決済請求人3、4、5による決済の承認又は否認に関する情報等が格納される。なお、この第3の格納部13cは、本発明を構成する他方の格納部である。また、この記憶部13には、金融機関1が行う通常業務に関連する各種の情報を格納する他の格納部が設けられているが、本発明とは無関係であることから説明を省略する。

20

30

40

【0014】

そこで、以下、この決済システムによる決済の手順について、各フローチャートにより説明する。まず、上記決済請求人2により、自己が所有する携帯電話7に設けられた操作ボタンが操作され、該携帯電話7と金融機関のサーバ12とが、公衆回線及びインターネット6を介して接続されると、図2に示すように、ステップst1において、上記第2の格納部13bに格納されたホームページのトップページが表示される。このトップページは

50

、図3に示すように、タイトル、金融機関名、電話番号の他に、「1.モバイル決済」、
「2.お知らせ」、「3.新着情報」等の選択メニューが表示され、ステップs t 2にお
いて、本決済システムに関する上記「1.モバイル決済」が決済請求人2により選択され
ると、ステップs t 3に進む。このステップs t 3においては、決済請求人1が、過去に
この決済システムに基づく決済の申込みをしたことがあるか否かが判別(検索)される。
このステップs t 3において、過去に決済の申込みをしたことがない場合には、ステップ
s t 4に進み、上記第2の格納部13bに格納された図示しない決済約款が記載された情
報と、この決済約款に承諾する場合に選択される図示しない一方の選択ボタンと、該決済
約款に承諾しない場合に選択される図示しない他方の選択ボタンとが、上記決済請求人2
が使用する携帯電話7の表示部7aに表示され、ステップs t 5において、一方の選択ボ
タンが選択されたか否かが判別される。すなわち、ステップs t 5においては、決済請求
人2が決済約款を承諾したか否かが判別される。

10

【0015】

そして、上記ステップs t 5において、上記他方の選択ボタンが選択されたと判別され
た場合(決済約款を承諾しない場合)は、終了し、一方の選択ボタンが選択されたと判別
された場合には、ステップs t 6において、決済に必要な申込みフォームが上記携帯電話
7の表示部7aに表示される。なお、上記ステップs t 3において、決済請求人2が、過
去に決済の申込みをしたことがあると判別された場合においても、このステップs t 6に
進む。ステップs t 6において表示される上記申込みフォームは、図4に示すように、決
済請求人2の氏名が入力される氏名入力欄と、金融機関1が該決済請求人に予め付与した
IDを入力するID入力欄と、被決済請求人のメールアドレスが入力されるアドレス入力
欄と、決済対象人数を入力する人数入力欄と、決済請求人によりクリックされる送信ボ
タンとが設けられている。したがって、決済請求人2は、この申込みフォームに、上記自己
の氏名やIDを入力することができる。そして、ステップs t 7においては、上記送信ボ
タンがクリックされたか否かが判別され、クリックされた場合には、ステップs t 8にお
いて、上記申込みフォームに全ての事項が入力されているか否かが判別される。申込みフ
ォームに全ての事項が入力されていない場合は、ステップs t 6に戻り、再度申込みフ
ォームが表示され、全ての事項が入力された場合には、金融機関1に対する決済の申込みを
行う手順が終了する。なお、上記申込みフォームに入力された情報は、上記サーバ12に
記憶部12の第3の格納部13cに格納される。

20

30

【0016】

そして、上述したステップにより、決済請求人2からの決済の申込みがなされると、次
いで、本発明を構成する入力用データを、決済請求人に送信するステップが開始される。
すなわち、先ず、ステップs t 9において、前記決済の申込みがなされた日付及び時間に
チェック・ディジット(check digit)が付与されワンタイムパスワードが作
成される。このワンタイムパスワードは、今回の決済にのみ使用できるパスワードであり
、後述するように被決済請求人3, 4, 5が使用するパスワードである。そして、こうし
たワンタイムパスワードの作成が終了すると、ステップs t 10において、決済請求人2
が入力する入力様式(入力様式が記載されたホームページ)が作成され、上記サーバ12
に接続された第2の格納部13bに格納される。そして、こうした決済請求人2が入力す
る入力様式が記載されたホームページの作成が終了すると、次いで、ステップs t 11に
移行する。このステップs t 11では、上記金融機関1のホストコンピュータ11から、
上記決済請求人2に対して、電子メールが送信される。この電子メールは、図6に示すよ
うに、上記ステップs t 11において金融機関1が作成したワンタイムパスワードと、上
記入力様式が表示されたホームページのURL(Uniform Resource L
ocator)が表示されている。

40

【0017】

次に、上記入力様式が記載されたホームページを元に、決済請求人2により入力された
決済用データから、決済用のホームページが作成され、各被決済請求人3, 4, 5の携帯
電話8, 9, 10に送信されるステップについて説明する。先ず、図7に示すように、決

50

済請求人2が、上記電子メールを受信し、図6に示すURLがクリックされると、該決済請求人2が使用する携帯電話7と金融機関1のサーバ12とがインターネット6を介して接続され、図7に示すステップst12において、決済請求人2が使用する携帯電話7の表示部7aに、図8に示すパスワードの入力画面が表示される。次いで、ステップst13において、上記パスワード入力画面に表示された送信ボタンがクリックされたか否かが判別される。すなわち、決済請求人2により、上記電子メールに表示されたワンタイムパスワードが入力され、ステップst13において、送信ボタンがクリックされたと判別されると、次いで、ステップst14において、入力されたパスワードが正しいパスワードか否かが判別され、該パスワードが誤っていると判別された場合には、再びステップst12に戻り、上記パスワード入力画面が表示される。一方、ステップst14において、入力されたパスワードが正しいと判別された場合には、上述した入力様式が記載されたホームページが、決済請求人2の携帯電話7に表示される(ステップst15)。このホームページは、図9に示すように、決済相手(被決済請求人3,4,5)のメールアドレス、決済金額、決済日及び決済目的が入力される各入力欄と、送信ボタンが表示されている。なお、このホームページは、本発明を構成する入力用データであり、このホームページにより入力されるデータは、本発明を構成する決済用データである。

10

【0018】

そして、ステップst16において、このホームページに表示された送信ボタンが決済請求人2によりクリックされたか否かが判別され、クリックされたと判別された場合には、ステップst17において、上記入力様式に全ての事項が入力されたか否かが判別される。全ての事項が入力されていないと判別された場合には、再びステップst15に戻り、上記ホームページが再び表示され、全ての事項が入力されたと判別された場合には、決済請求人2により入力された情報は、前記第3の格納部13cに格納される(ステップst18)。

20

【0019】

そして、上述のように、決済請求人2から上記入力様式に従った決済用データが金融機関1のサーバ12に接続された第3の格納部13cに格納されると、図10に示すように、ステップst19において、決済請求人2により入力された決済用データが正しいか否かが判別される。すなわち、決済相手である被決済請求人3,4,5の何れかのメールアドレスが、金融機関1の顧客のメールアドレスではない場合や、決済金額が、決済約款に規定された金額を超える場合や、或いは決済日が既に経過している等の場合には、ステップst20において、再入力を依頼する電子メールを決済請求人に送信する。すなわち、前記ステップst12に戻る。一方、ステップst19において、決済用データが正しいと判別された場合には、上記第3の格納部13cに格納された決済用データに基づき、被決済請求人3,4,5の人数に対応した数の決済用のホームページが作成され(ステップst21)、これらのホームページは、ステップst22において、上記第2の格納部13bに格納され、各被決済請求人3,4,5には、決済を求める電子メールが送信される(ステップst23)。この決済を求める電子メールは、図11に示すように、上記被決済請求人3(4,5)の氏名、決済請求人から決済の依頼がされている旨、該被決済請求人が使用するパスワード(ワンタイムパスワード)及びクリックされることにより接続される上記決済用のホームページのURLが表示されている。

30

40

【0020】

そして、金融機関1から送信された上記電子メール(例えば、3人の被決済請求人3,4,5の中で、被決済請求人3に送信された電子メール)に表示された上記決済用のホームページのURLがクリックされると、金融機関1のサーバ12と被決済請求人3の携帯電話8とがインターネット6を介して接続される。そして、このように携帯電話8とサーバ12とが接続されると、先ず、図12に示すように、ステップst24において、前述した図8に示す画面と同じパスワード入力画面が、被決済請求人3が使用する携帯電話8の表示部8aに表示される。そして、ステップst25において、このパスワード入力画面に表示された送信ボタンがクリックされたか否かが判別され、次いで、ステップst26

50

において、入力されたパスワードが、上記ワンタイムパスワードであるか否かが判別される。

そして、入力されたパスワードが誤っている場合には、再びステップ s t 2 4 に戻り、正しいパスワードが入力された場合には、ステップ s t 2 7 において、被決済請求人 3 宛てに作成された上記決済用のホームページが、携帯電話 8 の表示部 8 a に表示される。この決済用のホームページは、図 1 3 に示すように、決済請求人 2 の氏名、決済日、(決済)金額、自己の口座の番号、決済目的及び被決済請求人 3 によりクリックされる「承認」の文字及び「否認」の文字並びに送信ボタンが表示されている。なお、この決済用のホームページには、この決済により引き落とされる被決済請求人 3 の口座の残高が、上記情報に加えて表示されるようにしても良い。すなわち、被決済請求人 3 は、依頼人である決済請求人 2 の氏名、決済日、(決済)金額、自己の口座の番号並びに決済目的が正しいか否かを、この決済用のホームページにより確認する。そして、ステップ s t 2 8 において、被決済請求人 3 により、「承認」の文字がクリックされたか否かが判別され、「承認」の文字がクリックされたか否かが判別された場合には、ステップ s t 2 9 において、送信ボタンがクリックされたか否かが判別され、送信ボタンがクリックされたか否かが判別された場合には、前記第 3 の格納部 1 3 c に格納される(ステップ s t 3 0)。また、上記ステップ s t 2 8 において、「承認」の文字がクリックされないと判別された場合には、ステップ s t 3 1 において「否認」の文字がクリックされたか否かが判別され、この「否認」の文字がクリックされた場合には、ステップ s t 3 2 において送信ボタンがクリックされたか否かが判別され、この送信ボタンがクリックされたか否かが判別された場合には、上記ステップ s t 3 0 において、第 3 の格納部 1 3 c に格納される。

【 0 0 2 1 】

そして、ステップ s t 3 0 において上記被決済請求人 3 による決済に関する「承認」又は「否認」のデータが第 3 の格納部 1 3 c に格納されると、次いで、被決済請求人 3 が使用する携帯電話 8 の表示部 8 a には、決済請求人 2 に対して電子メールにより問合せをするか否かを促す画面(情報)が表示される(ステップ s t 3 3)。この画面は、図 1 4 に示すように、依頼人である決済請求人 2 の氏名と共に電子メールを送信するか否かを問う文章と、その意思を問う「はい」及び「いいえ」の文字と、送信ボタンとが欄が表示されている。しかるに、ステップ 3 4 においては、上記「はい」の文字が被決済請求人 3 によりクリックされたか否かが判別され、クリックされたか否かが判別された場合には、ステップ s t 3 5 において、送信ボタンがクリックされたか否かが判別される。このステップ s t 3 5 において送信ボタンがクリックされたか否かが判別された場合には、ステップ s t 3 6 において、電子メール作成画面が表示される。この電子メール作成画面が表示された後に、所定の情報が被決済請求人 3 により入力され、ステップ s t 3 7 において、該電子メール作成画面に表示された送信ボタンがクリックされたか否かが判別された場合には、終了する。また、上記ステップ s t 3 4 において、「はい」の文字がクリックされない場合には、ステップ s t 3 8 「いいえ」の文字がクリックされたか否かが判別され、次いで、ステップ s t 3 9 において、送信ボタンがクリックされたか否かが判別され、この送信ボタンがクリックされたか否かが判別された場合には、終了する。こうした手順により、各被決済請求人 3, 4, 5 に対して、決済請求人 2 からの決済要求に対する「承認」又は「否認」の意思表示が、プログラムを介して実行される。

【 0 0 2 2 】

そして、各被決済請求人 3, 4, 5 による決済の意思表示を行う過程において、金融機関 1 のホストコンピュータ 1 1 では、図 1 5 に示すように、該被決済請求人 3, 4, 5 全員から金融機関 1 に対して回答があったか否かが判別される(ステップ s t 4 0)。すなわち、この決済システムにより、決済請求人 2 から求められた決済内容に承認する意思表示又は否認する意思表示を、上記被決済請求人 3, 4, 5 全員がなしたか否かが判別される。このステップ s t 4 0 において、被決済請求人 3, 4, 5 全員からの意思表示がされた場合には、ステップ s t 4 1 に進み、その旨を決済請求人 2 に伝える図示しない電子メールが送信される。一方、ステップ s t 4 0 において、自己の意思表示をしていない被決済

10

20

30

40

50

請求人(3,4)5が存在する場合には、ステップst42に進み、該意思表示をしていない被決済請求人5に対して意思表示を行うよう催促する電子メールが送信される。そして、ステップst43においては、決済請求人2の申込みにより記載された決済日の前日になったか否かが判別され、前日となっていない場合には、上記ステップst40に戻る。一方、決済日の前日となった場合には、ステップst44に進み、金融機関1のホストコンピュータ11により、決済請求人2に閲覧させる決済執行用のホームページが作成される。なお、この決済執行用のホームページの内容は後述する。この決済執行用のホームページは、上記サーバ12に接続された記憶部13の第2の格納部13bに格納される。そして、ステップst45では、決済請求人2に対して、決済の執行を求める電子メールが、上記決済執行用のホームページのURLと共に送信される。この電子メールは、図16に示すように、決済を執行する決済請求人2の氏名と、決済の執行を促す旨の記載と、上記決済執行用のホームページのURLが記載されている。

10

【0023】

次に、上記電子メールが金融機関1のサーバ12から決済請求人2に送信された後に行われる手順について説明する。まず、この電子メールがサーバ12から決済請求人2が使用する携帯電話8に送信され、該決済請求人2が上記決済執行用のホームページのURLをクリックすると、該携帯電話8と上記サーバ12とは、インターネット6を介して互いに接続されると、図17に示すように、ステップst46において、決済請求人2が使用する携帯電話8の表示部8aに、パスワード入力画面が表示される。なお、このパスワード入力画面は、図8に示すものと同様である。そして、ステップst47においては、上記パスワード入力画面に表示された送信ボタンをクリックされたか否かが判別され、クリックされた場合には、ステップst48において、入力されたワンタイムパスワードが正しいか否かが判別される。このワンタイムパスワードが正しい場合には、ステップst49において、上記決済執行用のホームページが、決済請求人2の使用する携帯電話7の表示部7aに表示される。この決済執行用のホームページは、図18に示すように、決済相手である上記被決済請求人3,4,5の氏名と、各決済金額と、承認の有無が表示されるとともに、該決済請求人2がクリックする「はい」の文字及び「いいえ」の文字と送信ボタンが表示されている。そして、ステップst50において、決済請求人2が執行する場合(図18に示す「はい」の文字をクリックされた場合)には、ステップst51に移行し、送信ボタンをクリックされたか否かが判別される。一方、「はい」の文字をクリックされず、ステップst52において、執行しない場合(図18に示す「いいえ」の文字をクリックされた場合)には、ステップst53において、送信ボタンをクリックされたか否かが判別される。

20

30

【0024】

そして、上記ステップst53において送信ボタンをクリックされると、ステップst54において、決済日変更用のホームページ(画面)が上記携帯電話7の表示部7aに表示される。この決済日変更用のホームページは、上記第2の格納部13bに格納されているものであり、図19に示すように、決済日を変更するか否かを問う表示と、決済請求人2によりクリックされる「はい」及び「いいえ」の文字と、新たな決済日を入力する入力欄と送信ボタンが表示されている。したがって、ステップst55においては、決済請求人2により、「はい」の文字をクリックされたか否かが判別され、「はい」の文字をクリックされない場合には、ステップst56において、「いいえ」の文字をクリックされたか否かが判別される。このステップst56において、「いいえ」の文字をクリックされない場合には、再びステップst54に戻り、クリックされた場合には、ステップst57において、送信ボタンをクリックされたか否かが判別され、送信ボタンをクリックされた場合には、これまでの手順で行った手続は全てキャンセルされ、この決済システムによる決済は、全て最初から行うこととなる。また、上記「はい」の文字をクリックされた場合には、ステップst58において、送信ボタンをクリックされたか否かが判別され、送信ボタンをクリックされた場合には、ステップst59において、新たな決済日が入力されているか否かが判別される。ステップst59において、新たな決済日が入力されてい

40

50

いと判別された場合には、再びステップ s t 5 4 に戻り、決済日変更画面が表示される。新たな決済日が入力されたと判別された場合には、新たな決済日は、第3の格納部 1 3 c に格納され(ステップ s t 6 0)る。そして、この場合には、金融機関 1 のホストコンピュータ 1 1 により、被決済請求人 3, 4, 5 の中で決済請求人 2 から請求された決済を承認していない者がある場合には、その者に対して、新たな決済日を伝える電子メールが送信される。

【 0 0 2 5 】

そして、前記ステップ s t 5 1 において、決済請求人 2 が執行する場合(図 1 8 に示す「はい」の文字をクリックされ、ステップ s t 5 1 において、送信ボタンをクリックされた場合)には、図 2 0 に示すステップ s t 6 2 において、決済日が到来したか否かが判別され、決済日が到来した場合には、ステップ s t 6 3 において、被決済請求人 3, 4, 5 の各口座から決済金額が引き落とされ、所定の引落金額が決済請求人 2 の口座に入金されたか否かが判別される。このステップ s t 6 3 において、全ての決済金銭が引き落とされ入金されないと判別された場合には、ステップ s t 6 4 において、決済日の翌営業日が到来したか否かが判別され、翌営業日が到来した場合には、ステップ s t 6 5 において、金融機関 1 のホストコンピュータ 1 1 により、決済の結果を表示する結果表示用のホームページが作成される。なお、ステップ s t 6 3 において、全ての口座から決済金額が引き落とされた場合にも、このステップ s t 6 5 において、上記結果表示用のホームページが作成される。この結果表示用のホームページは、決済請求人 2 に閲覧されるものと、被決済請求人 3, 4, 5 毎にそれぞれ閲覧されるものを作成され、それぞれ上記第 2 の格納部 1 3 b に格納され(ステップ s t 6 6)、決済請求人 2 及び各被決済請求人 3, 4, 5 に処理済の電子メールが送信される。この処理済みの電子メールは、図 2 4 に示すように、電子メールの宛名である決済請求人 2 又は被決済請求人 3, 4, 5 の氏名と、上記ステップ s t 6 1 において作成された結果表示用のホームページの URL とが表示されている。また、上記決済請求人 2 により閲覧される結果表示用のホームページには、例えば、図 2 1 に示すように、それぞれの決済相手である被決済請求人 3, 4, 5 の氏名、(決済)金額と、引き落としの有無と、引き落とされた総金額とが表示されている。また、被決済請求人 3, 4, 5 には、例えば、図 2 2 に示すように、該被決済請求人 5 の氏名と、決済(予定)金額と、引き落としの有無とが表示されている。

【 0 0 2 6 】

そして、上記処理済の電子メールを受信した決済請求人 2 又は被決済請求人 3, 4, 5 により、該電子メールに表示された URL がクリックされると、それぞれの携帯電話(符号は省略する。)と、金融機関 1 のサーバ 1 2 とがインターネット 6 を介して接続されると、図 2 3 に示すように、まず、ステップ s t 6 8 において、図 8 に示すパスワード入力画面が表示され、ステップ s t 6 9 において、該パスワード入力画面に表示された送信ボタンをクリックされたか否かが判別され、次いで、ステップ s t 7 0 において、入力されたパスワードが、正しいワンタイムパスワードであるか否かが判別される。ステップ s t 7 0 において、入力されたパスワードが正しいワンタイムパスワードであると判別された場合には、ステップ s t 7 1 において、前述した結果決済請求人 2 又は各被決済請求人 3, 4, 5 別に作成された結果報告用のホームページが表示される。

【 0 0 2 7 】

このように、上述した実施の形態に係る決済システムによれば、決済請求人 2 は、各被決済請求人 3, 4, 5 が決済日までに金銭を入金したか否かをその都度確認する必要はなく、また、被決済請求人 3, 4, 5 にとっては、単に、自己の所有する携帯電話 8, 9, 1 0 をクリックすることのみで、決済をすることができ、従来のオンライン・バンキングサービスのように、自己のコンピュータを使用して決済請求人 2 の口座番号や決済金額を入力しなければならない負担から開放される。また、現金で決済する場合と比較すれば、決済の記録は全て記録・保存されることから、後に被決済請求人 3, 4, 5 が引き落とされた金銭の用途を確認する場合においても極めて便利なものとなる。

【 0 0 2 8 】

また、上述した実施の形態に係る決済システムでは、1回の決済にのみ使用可能なワンタイムパスワードにより、決済のための手続（操作）を行うものであることから、取引の安全性を十分に担保することができる。特に、この実施の形態においては、被決済請求人3, 4, 5が決済を承認し又は否認した（ステップs t 28, ステップs t 31）後に、決済請求人2に対して電子メールを送信することができるようにされていることから、該被決済請求人3, 4, 5が決済に承認したことや、承認できない理由を決済請求人2に伝えるために、改めて電子メールを送る手間を省略することができる。したがって、この実施の形態に係る決済システムによれば、決済請求人2と被決済請求人3, 4, 5との双方で行われる情報交換（意思の疎通）を効率的に行うことが約束され、決済を巡るトラブルの発生を未然に防止することができる。また、この決済システムでは、決済に関する意思表示がされない被決済請求人3, 4, 5に対して、決済日の前日に到る前に催促の電子メールを送信するように構成されている（ステップs t 42）ことから、決済に関する承認を失念している被決済請求人3, 4, 5に対して注意を喚起することができ、不注意による決済ミス防止することができる。さらにまた、この決済システムでは、決済日まで引き落とされる被決済請求人3, 4, 5の口座に決済金額又はそれを上回る預金がないために決済できない事態を考慮し、決済日を変更することができるように構成されている（ステップs t 55）ことから、同じ手順を何度も繰り返す決済請求人2が負う手間も省くことができる。さらに、決済日が終了した場合には、決済の結果を決済報告用のホームページにより、決済請求人2及び被決済請求人3, 4, 5の双方に伝える（ステップs t 71）構成を採用していることから、決済を承認した被決済請求人3, 4, 5にとっても、決済の執行を承認した決済請求人2にとっても、その後の結果を確認することにより、決済が終了したことを確認することができる。

10

20

【0029】

なお、上記実施の形態に係る決済システムでは、決済請求人2が、金融機関1に決済の申込みを行う手順において、先ず、図4に示す申込みフォームのホームページに所定の項目を入力させ、その後図9に示す入力様式が記載されたホームページに、各被決済請求人3, 4, 5のメールアドレスや決済金額並びに決済日等を入力させるようにしたが、本発明は、必ずしも上記申込みフォームのホームページと、入力様式が記載されたホームページとを手続上2段階に分ける必要はなく、図4に示す申込みフォームに、被決済請求人のメールアドレスや決済金額並びに決済日等を入力させ、これを金融機関1のサーバ12又はコンピュータ11に送信することにより、決済請求人による金融機関への決済の申込みが完了されるものであっても良い。

30

【0030】

さらに、上記実施の形態に係る決済システムでは、被決済請求人3, 4, 5が、上記ワンタイムパスワードの入力を条件に閲覧される図13に示す決済用のホームページを閲覧するとともに該ホームページ上において決済の意思表示を行った後に、再度決済請求人2に対して図18に示す決済執行用のホームページにより、執行するか否かの確認をするよう構成されているが、本発明は、必ずしもこうした決済執行用のホームページの閲覧による確認手順を踏む必要ななく、各被決済請求人により決済する意思表示がされた場合には、決済日に決済される構成としても良い。

40

【0031】

また、上記実施の形態では、本発明に係る決済システムを、被決済請求人として、3人存在した場合を例に挙げて説明したが、本発明においては、被決済請求人は、単数であっても良く、また逆にさらに多い場合であっても良い。また、上記実施の形態では、決済請求人及び被決済請求人は、移動体電話として、携帯電話を利用することにより各手順を実行したが、それぞれの手順を実行するために使用される通信端末は、上記携帯電話に限定されることなく、例えばパーソナルコンピュータを使用しても良い。

【0032】**【発明の効果】**

上述した一実施の形態に係るインターネット決済システムの説明からも明らかなように、

50

本発明（請求項 1 記載の発明）によれば、決済のために決済請求人と被決済請求人の双方が負う負担を大きく軽減することができる。特に、被決済請求人は、パスワードの入力と、決済の意思表示を行うのみで決済することができ、従来のオンライン・バンキング等で強いられる決済請求人の口座番号や決済金額等の入力作業から開放される。また、この発明では、1 回の決済にのみ使用されるワンタイムパスワードを使用することにより決済する構成を採用していることから、決済のための安全性を担保することができ、安心して利用することができる。

【0033】

特に、第 2 の発明（請求項 2 記載の発明）では、金融機関のサーバ・コンピュータは、被決済請求人による決済の意思表示の有無に関する情報と、決済請求人による執行の承認又は非承認を促す情報とが表示された決済執行用のホームページを作成し、上記他方の格納部に格納する手段と、この決済執行用のホームページの URL が表示された電子メールを、少なくとも決済日の前日までに決済請求人に送信する手段と、を有してなることから、決済請求人は、決済日以前に決済される状況を確認することができる。

10

【0034】

さらに、第 3 の発明（請求項 3 記載の発明）では、決済執行用のホームページには、前記被決済請求人の氏名が決済金額と承認の有無との対応関係を有した状態で表示されてなるとともに、上記決済請求人が上記決済日に決済の執行するか否かの意思表示を入力する意思表示入力部が表示されてなることから、例えば、所定の決済日以前に決済の必要がなくなった場合や、決済日を変更した場合には、決済請求人により決済の執行を取り止める機会が与えられる。したがって、必要の無い決済が執行される危険性を有効に回避することが可能となり、一層使い勝手の良いものとすることができる。

20

【0035】

また、第 4 の発明（請求項 4 記載の発明）では、前記一方の格納部には、新たな決済日を入力する入力欄を備えた決済日変更用のホームページが格納され、前記金融機関のサーバ・コンピュータは、前記決済請求人により前記決済日に決済されることを承認しない旨の意思表示の入力を条件に、上記一方の格納部に格納された決済日変更用のホームページを、インターネット等の公衆ネットワーク網を介して接続された上記決済請求人の通信端末の表示部に表示する手段を有してなることから、決済日を変更しなければならない事情が発生した場合には、決済請求人は、改めて最初の手順から実行する必要はない。したがって、この発明によれば、より一層使い勝手の良いものとするすることができる。

30

【0036】

また、第 5 の発明（請求項 5 記載の発明）では、通信端末は、インターネット等の公衆ネットワーク網に接続可能な移動体電話であることから、決済を実行するための場所が限定されることがなく、より簡単に決済することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】発明の一実施の形態に係るインターネット決済システムの概要を示す概要図である。

【図 2】決済の申込みが実行されるまでのフローチャートである。

【図 3】決済請求人が使用する携帯電話に表示されるホームページのトップページを示す画面例である。

40

【図 4】申込みフォームを示す画面例である。

【図 5】ワンタイムパスワードと入力様式のホームページが表示された電子メールが送信されるまでのフローチャートである。

【図 6】金融機関から決済請求人に送信された電子メールが表示された画面例である。

【図 7】決済請求人により入力様式に記入された情報がホストコンピュータの格納部に格納されるまでのフローチャートである。

【図 8】パスワード表示画面の画面例である。

【図 9】入力様式を示す画面例である。

【図 10】図 7 に続くフローチャートである。

50

【図 1 1】被決済請求人に送信される電子メールが表示された画面例である。

【図 1 2】決済用のホームページが被決済請求人に閲覧され、被決済請求人から決済請求人に電子メールが送信されるまでのフローチャートである。

【図 1 3】決済承認画面の画面例である。

【図 1 4】決済請求人への電子メールを送信するか否かを問う画面の画面例である。

【図 1 5】決済請求人に決済執行用のホームページの URL が送信する前段階までのフローチャートである。

【図 1 6】決済の執行を促すために決済請求人に送信される電子メールが表示された画面例である。

【図 1 7】図 1 6 に示す電子メールを受領してから被決済請求人に電子メールが送信されるまでのフローチャートである。 10

【図 1 8】決済執行用のホームページの画面例である。

【図 1 9】決済日変更用のホームページの画面例である。

【図 2 0】決済日が到来してから決済処理した後に決済請求人及び被決済請求人に電子メールが送信されるまでのフローチャートである。

【図 2 1】決済請求人が閲覧する決済結果報告の画面例である。

【図 2 2】被決済請求人が閲覧する決済結果報告のホームページの画面例である。

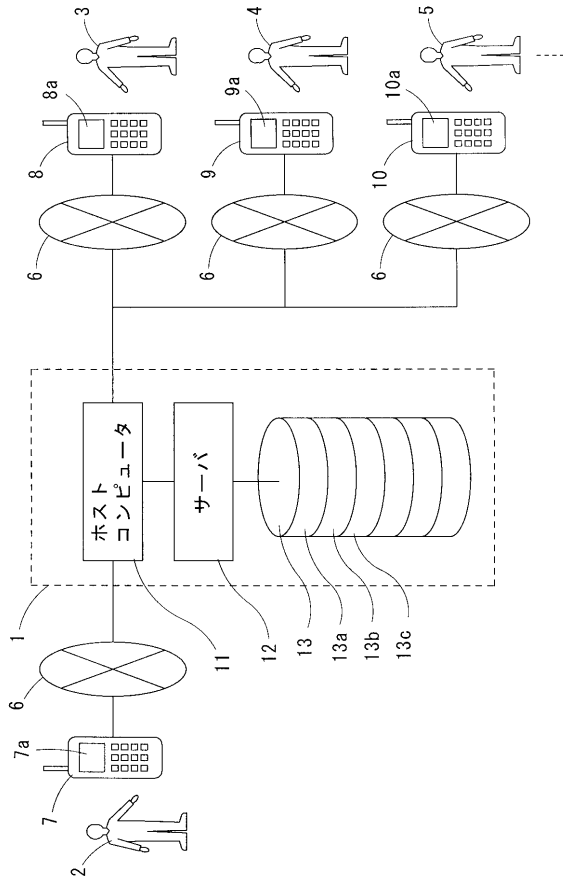
【図 2 3】決済請求人又は被決済請求人が電子メールを受領してから決済システムが終了するまでを示すフローチャートである。

【図 2 4】決済請求人又は被決済請求人に送信される電子メールが表示された画面例である。 20

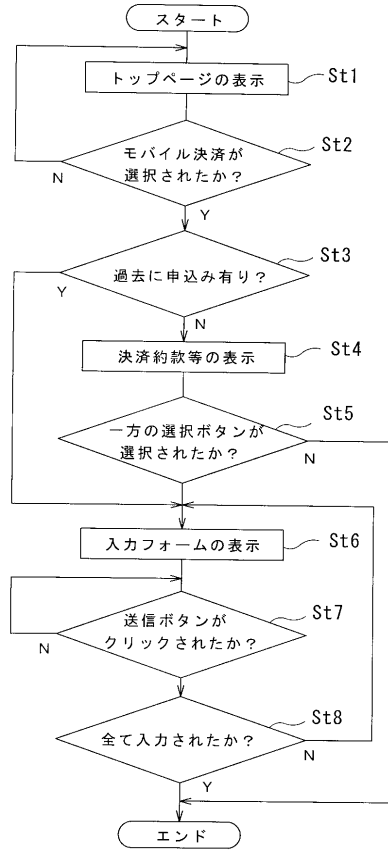
【符号の説明】

- 1 金融機関
- 2 決済請求人
- 3 被決済請求人
- 4 被決済請求人
- 5 被決済請求人
- 6 インターネット
- 7 携帯電話
- 8 携帯電話
- 9 携帯電話
- 1 0 携帯電話
- 1 1 ホストコンピュータ
- 1 2 サーバ
- 1 3 記憶部

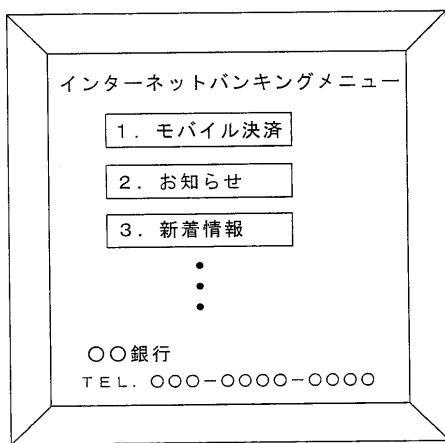
【図1】



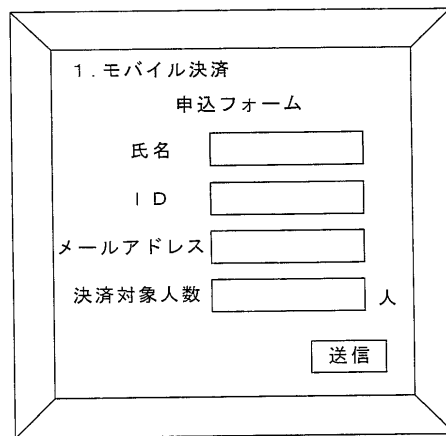
【図2】



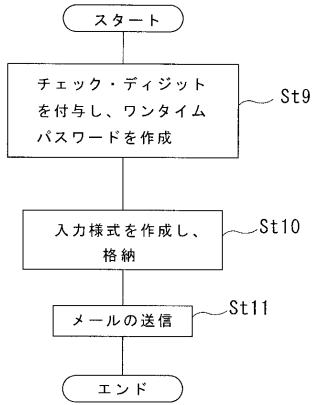
【図3】



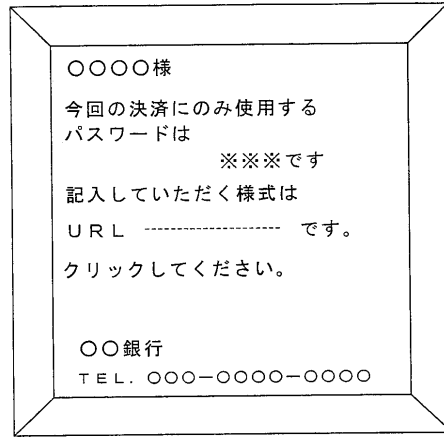
【図4】



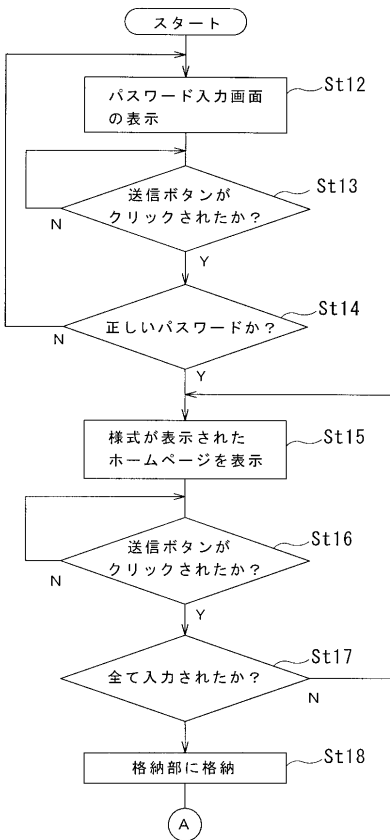
【図5】



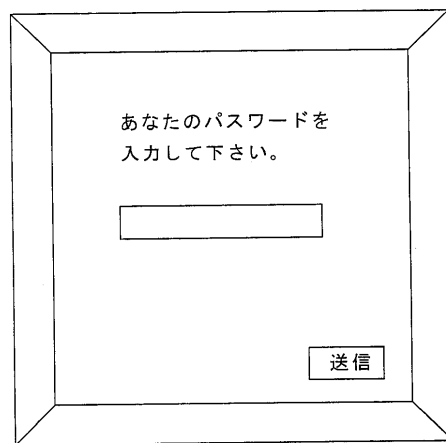
【図6】



【図7】



【図8】



【図9】

〈決済相手情報入力〉

決済相手のメールアドレス 金額

1 円

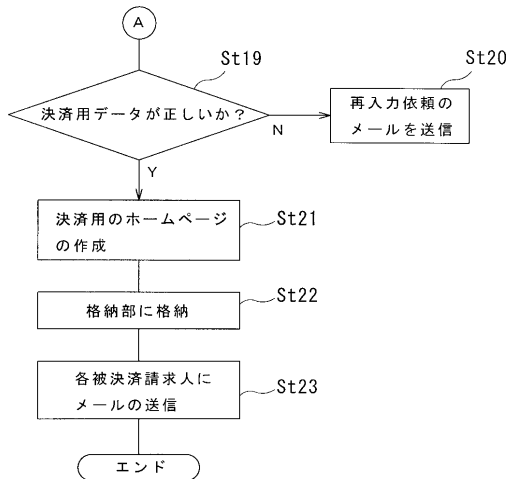
2 円

3 円

決済日 年 月 日

決済目的

【図10】



【図11】

△△△△様

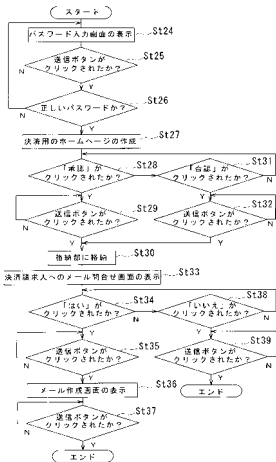
〇〇〇〇様より決済依頼がきております。決済に使用されるあなたのパスワードは、

※※※※※※※※です。

決済には
URL -----
をクリックして下さい。

〇〇銀行
TEL. 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【図12】



【図13】

〈決済承認入力〉

下記決済内容を承認されますか？

依頼人名	決済日	金額
〇〇〇〇	〇年〇月〇日	〇〇〇〇円

引落口座	決済目的
△△△△-△△△△	××××××

承認 否認

送信

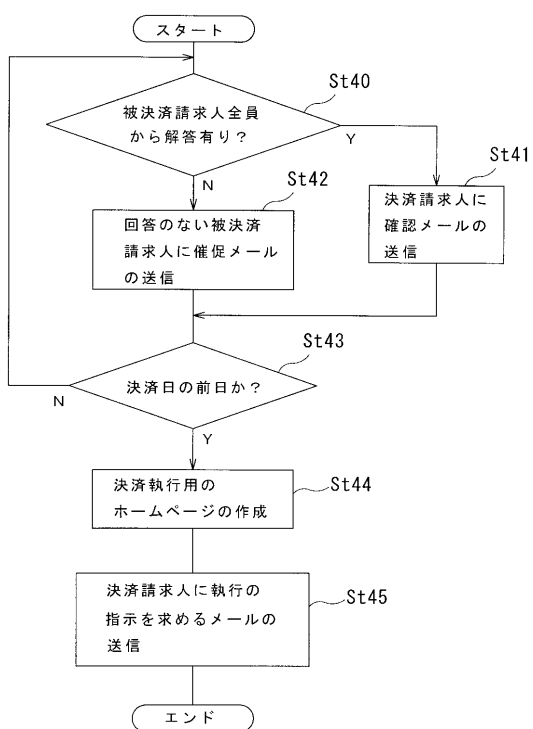
【図14】

依頼人〇〇〇〇様に
メールを送信されますか？

はい いいえ

送信

【図15】



【図16】

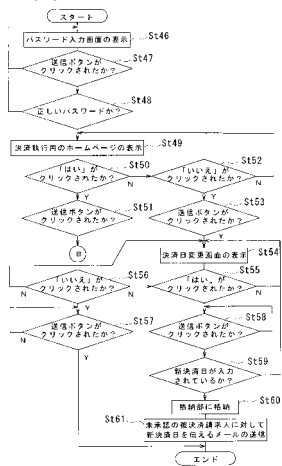
〇〇〇〇様

ご依頼頂きました決済日が近づき
ました。承認状況をご確認の上
執行のご指示をお願い致します。

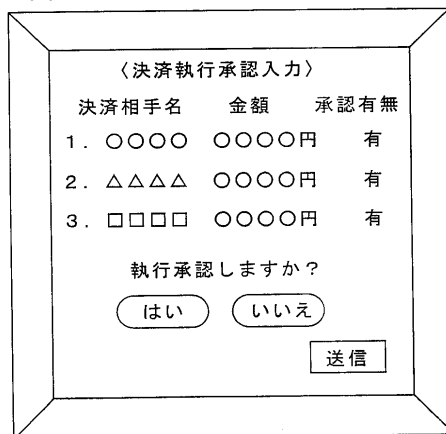
URL -----
をクリックして下さい

〇〇銀行
TEL. 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

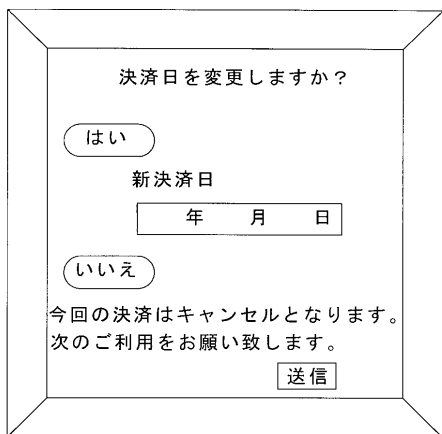
【図17】



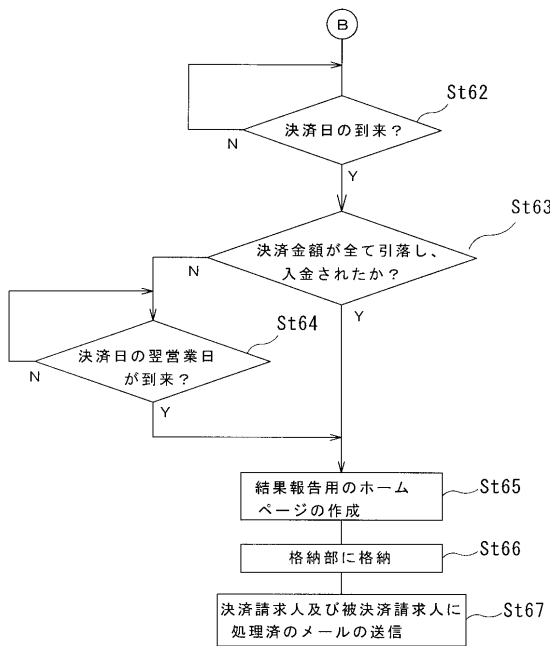
【図18】



【図19】



【図20】



【図 2 1】

〈決済結果報告〉		
決済相手名	金額	引落有無
1. ○○○○	○○○○円	有
2. △△△△	○○○○円	有
3. □□□□	○○○○円	無
総金額		※※※※円

【図 2 2】

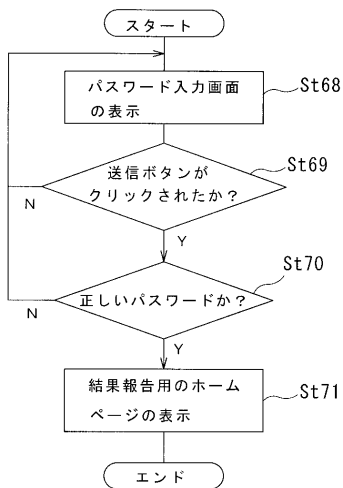
〈決済結果報告〉

□□□□様分

金額 ○○○○円

引落有無 無

【図 2 3】



【図 2 4】

○○○○様

ご依頼いただきました決済に関し、
決済結果を御報告致します。

URL
をクリックして下さい。

〇〇銀行
TEL. 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

フロントページの続き

(51) Int.Cl.⁷

F I

G 0 7 D 9/00 4 3 6 B

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, D B名)

G06F 17/60 406

G06F 17/60 208

G06F 17/60 232

G06F 17/60 240

G07D 9/00 436

G07F 19/00